

引っ越しのシーズンです

住所異動の届け出を忘れずに

〈住所の異動〉

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。在留カード等をお持ちの外国人の方も届け出が必要となります。

転入・転居・国外への転出の届け出の際は、マイナンバーカード(住基カードを含む)を取得済の方は必ずお持ちください。

なお、2月下旬～5月下旬は、窓口が大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【転出届】

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出ていただく。

急な引っ越し等で事前に届け出ができない場合には、引っ越し日から14日以内に届け出をしてください。郵送でも手続きできます。

引っ越し先が国内であれば、「転出証明書」を交付します。なお、マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付を受けている方は、転出証明書の交付が不要な、特例転出ができます。ただし、引っ越し日から14日を

経過している場合は、特例転出はできません。

【転入届】

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出てください。

【転居届】

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出ていただく。

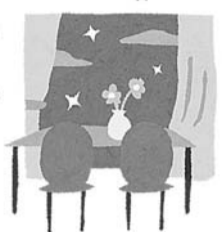
〈その他の届け出〉

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出ていただく。

〈届け出ができる方〉

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方) ※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

市民課市民係 ☎042-387-9830



証明書のコンビニ交付サービスをご利用ください

コンビニ交付サービスで、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、課税(非課税)証明書が取得できます。

各種証明書等の取得は、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。 【戸籍謄本・抄本、戸籍の附票】

小金井市に本籍があり、マイナンバーカードをお持ちの方 ▼取得できるのは、本人および同一戸籍にいる方のものに限りです

▼小金井市に住民登録のない方は、事前の利用登録が必要です 【課税(非課税)証明書】

賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方

※取得できるのは、本人の現年度分に限りです。現在は令和2年度分。令和3年度分については、6月1日号市報でお知らせします。

【利用方法等】

取得できる証明書等住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を除く)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書 取得場所全国のセブンイレブン、ローソン(ロー



印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】 登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている15歳以上の方です。(意思能力を有しない方を除く)

【登録するには】 登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

ただし、本人が病気やその他やむを得ない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面(委任状または代理人選任届)」「ひな形は市ホームページに掲載しています」と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。 【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください。

【印鑑登録証明書の交付】 印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。

印鑑登録証の機能を載せたマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

なお、印鑑登録証をお持ちにならないときや申請書の記載に誤りがあるときには、発行できません。 【保管にはご注意ください】

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

【コンビニ交付サービス】 コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録をお持ちの方は、事前に印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

◆共通◆ 市民課市民係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9830)

Table with 3 columns: Document Name, Location, Fee, etc. Rows include マイナンバーカード, 印鑑登録証 (黄色いカード), 証明書交付場所, 証明書手数料, 証明書交付時の必要事項, 証明書交付を受ける方.